第５章　日米安全保障体制に関連する諸施策

第１節　政策協議・情報交換など

日米両国は、安全保障上の政策協議を各種のレベルで緊密に行うとともに、実務レベルでの情報交換の重要性も一層増大してきている。あらゆる機会とレベルで意思の疎通を図り、情報と認識を共有していくことは日米安保体制の信頼性の向上に資する。

第5-1図　安全保障問題に関する日米両国政府の関係者間の主な協議の場

（1998. 5. 31現在）

協議の場	出席対象者		目　　的	根　　拠
	日本側	米　側		
日米安全保障協議委員会（SCC）	外務大臣 防衛庁長官	国務長官 国防長官 （注1）	日米両政府間の理解の促進に役立ち、及び安全保障の分野における協力関係の強化に貢献するような問題で安全保障の基盤をなし、かつ、これに関連するものについて検討	安保条約第4条を根拠とし、昭和35.1.19付内閣総理大臣と米国国務長官との往復書簡に基づき設置
日米安全保障高級事務レベル協議（SSC）	参加者は一定していない（注2）	参加者は一定していない（注2）	日米相互にとって関心のある安全保障上の諸問題について意見交換	安保条約第4条
日米安保運用協議会（SCG）	外務審議官 外務省北米局長 防衛施設庁長官 防衛庁防衛局長 統幕議長など	在日米大使館公使及び参事官 在日米軍司令官及び参謀長など	安保条約及びその関連取極の運用についての協議及び調整	安保条約第4条を根拠とし、昭和48.1.19外務大臣と駐日米大使との会談における合意に基づき設置
防衛協力小委員会（SDC）（注3）	外務省北米局長 防衛庁防衛局長及び運用局長 統幕の代表（注4）	国務次官補 国防次官補 在日米大使館、在日米軍、統合参謀本部、太平洋軍の代表	緊急時における自衛隊と米軍の間の整合のとれた共同対処行動を確保するためにとるべき指針など、日米間の協力の在り方に関する研究協議	昭和51.7.8第16回日米安全保障協議委員会において同委員会の下部機構として設置。その後、平成8.6.28の日米次官級協議において改組
日米合同委員会（原則として隔週開催）	外務省北米局長 防衛施設庁長官など	在日米軍参謀長 在日米大使館公使・参事官など	地位協定の実施に関して協議	地位協定第25条

注）1　平成2.12.26以前は、駐日米国大使・太平洋軍司令官
2　両国次官・局長クラスなど事務レベルの要人により適宜行われている。
3　平成8.6.28の改組時、審議官・次官補代理レベルの代理会議を設置した。
4　平成9.8.23防衛庁運用局長が加えられた。

昨年来の主な政策協議及びその成果は次のとおり。

１　日米安全保障協議委員会（ＳＣＣ）（昨年９月に実施）

新たな「日米防衛協力のための指針」（新「指針」）について報告を受け、これを了承した。また、沖縄に関する特別行動委員会（ＳＡＣＯ）の最終報告の着実な実施などについて協議した。

２　防衛庁長官、外務大臣及び米国国防長官による三者会談（本年１月に実施）

新「指針」の下での包括的なメカニズムの構築を了承し、共同作業を開始することとした。また、在日米軍の駐留に関する日本の支援の重要性などについて確認した。